

第5種共同漁業権に係る増殖指針

第五種共同漁業権は、漁業法（以下「法」という。）第168条の規定により、免許を受けたものが増殖を行うことが義務付けられている。

この指針は、令和5年9月に免許予定の第5種共同漁業権について、免許の可否の基準として大阪府知事が定めるものである。

第1 増殖方法

法第168条でいう「増殖」とは、以下の行為をいい、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まれない。

- (1) 人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為的手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為。
- (2) 産卵床・産卵場の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流。

第2 増殖基準量

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

ただし、産卵床の造成等繁殖のための施設の設置、堰堤によってそ上が妨げられている滞留魚の汲み上げ再放流する等在来資源のそ上確保等について、その効果が増殖放流量に換算し得る場合には、放流量に組み入れることができる。

(別表)

漁業協同組合名	河川名	魚種	増殖基準量
能勢町漁業協同組合	大路次川、山辺川	アユ	70kg
	大路次川、山辺川	マス類	300kg
東能勢漁業協同組合	余野川	アユ	50kg
止々呂美漁業協同組合	余野川	アユ	60kg
		マス類	110kg
安威川上流漁業協同組合	安威川	アユ	100kg
	安威川、下音羽川	マス類	140kg
芥川漁業協同組合	芥川	アユ	110kg
		マス類	640kg
尺代漁業協同組合	水無瀬川	マス類	100kg